



2026年4月8日

各 位

会 社 名 株式会社 GENDA
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 片岡 尚
(コード番号：9166 東証グロース市場)
問 合 せ 先 常務取締役 CFO 渡邊 太樹
(TEL 03-6281-4781)

業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

株式会社 GENDA（本社：東京都港区、代表取締役社長 CEO：片岡 尚、以下「当社」）は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、事後交付による業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案（以下、「本議案」という。）を2026年4月30日開催予定の当社第8回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

今般、当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対するインセンティブ・プランの見直しを行い、対象取締役が、当社の経営目標の達成に対するコミットメントをより一層高めるとともに、株主の皆様と株価変動の利益とリスクを共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、あらかじめ定める1事業年度（以下、「業績評価期間」という。）の業績目標達成度等に応じて算定される数の当社普通株式（以下、「当社株式」という。）を事後交付する業績連動型株式報酬（いわゆるパフォーマンス・シェア・ユニット）制度（本制度）を導入したいと考えています。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、当社を対象取締役に対して当社株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬等とし

て支給することとなるため、本制度の導入は、本定時株主総会での承認が得られることを条件としております。本定時株主総会では、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案し、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等を設定いたします。すなわち、「(ご参考) 初回の業績評価期間における交付株式数の算定方法等の概要」に記載のとおり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、「(ア) 対象取締役の役位別株式報酬基準額」の表における「固定報酬（金銭）」及び、本制度で設定する報酬枠によって構成されます。本制度では、対象取締役に対する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、各対象期間（下記 3. にて定義される。以下同じ。）につき 9,900 万円以内として設定いたします。なお、業績連動型株式報酬の支給は、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記 2. (3) に定める各対象期間について割り当てる当社株式の数の上限は 20 万株とし、発行済株式総数（2026 年 1 月 31 日時点）に占める割合は 0.1%程度と希薄化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案が承認された場合、その内容とも整合するよう、本定時株主総会終了後の当社取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

現在の当社の取締役は 9 名（うち社外取締役は 3 名）であり、本定時株主総会に付議する第 1 号議案「定款一部変更の件」及び第 2 号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く） 8 名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 8 名（うち社外取締役は 3 名）となり、対象取締役は 5 名となります。

なお、本議案は第 1 号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

2. 本制度の概要

(1) 株式の割当及び払込み

当社は、対象取締役に対し、業績評価期間における業績目標達成度等に応じて、本制度に関する報酬等として上記の総額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、当社株式の割当を受けることとなります。そのため、業績評価期間の開始時点では、各対象取締役に対して、当社株式の割当のための金銭報酬債権を支給するか否か、支給する場合における当該金銭報酬債権の額及び割り当てる当社株式の数は確定しておりません。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることを条件として支給します。

(2) 割り当てる株式の総数

対象取締役に対して割り当てる当社株式の総数は、各対象期間について 20 万株を上限とします。ただし、本議案の決議の日以降、当社株式の株式分割（当社株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる当社株式の総数の調整を

必要とする場合には、当該当社株式の総数を合理的に調整することができます。

なお、当社株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当社株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

(3) 交付要件等

主な交付要件等は以下のとおりです。

- ① 当社は、基準となる株式数や業績目標達成度の算定方法をあらかじめ定め、対象取締役に對して、業績評価期間の業績目標達成度や、業績評価期間中に最初に開催される当社定時株主総会終了後から業績評価期間終了後に最初に開催される当社定時株主総会までの期間（以下、「対象期間」という。）の勤務期間に応じて算定される数の当社株式を、対象期間終了後に交付します。
- ② 業績評価期間中に、対象取締役が死亡その他正当な理由により当社の取締役を退任した場合には、対象取締役に對して本制度に基づいて当社株式及び金銭は交付されません。
- ③ もっとも、業績評価期間終了後、本制度に基づく当社株式の交付日より前に対象取締役が、死亡以外の当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役を退任した場合、対象期間終了後に、本制度に基づいて当社株式を交付します。また、業績評価期間終了後、本制度に基づく当社株式の交付日より前に、対象取締役が死亡により当社の取締役を退任した場合、対象期間終了後に、本制度に基づく当社株式の交付に代えて、本制度に関する報酬等として上記の総額の範囲内で、当該対象取締役の承継者となる相続人に対して当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を交付します。
- ④ 本制度に基づく当社株式の交付日より前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく当社株式の交付日より前に到来することが予定されているときに限る。）、当社取締役会が合理的に定めた時期に、本制度に基づく当社株式の交付に代えて、本制度に関する報酬等として上記の総額の範囲内で、対象取締役に對して当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を交付します。
- ⑤ 対象取締役が、業績評価期間終了後に死亡その他正当な理由によらずに当社の取締役を退任した場合、一定の非違行為があった場合等、本制度の趣旨を達成するために必要な権利喪失事由（当社取締役会において定める。）に該当した場合には、当該対象取締役に對して本制度に基づいて当社株式及び金銭は交付されません。

（ご参考）初回の業績評価期間における交付株式数の算定方法等の概要

初回の業績評価期間は第9期事業年度（2026年2月1日～2027年1月31日）とし、以下のとおり、交付株式数を算定するものとします。

【交付株式数の算定方法の概要】

(最終交付株式数の算定式)

$$\text{①基準交付株式数} \times \text{②業績目標達成度} \times \text{③在任期間比率}$$

※算出された最終交付株式数の小数点以下は切り捨てます。

① 基準交付株式数

基準交付株式数は以下の式により算出されます。

$$\text{①基準交付株式数} = \frac{\text{(ア) 対象取締役の役位別株式報酬基準額}}{\text{(イ) 基準株価}}$$

※算出された基準交付株式数の小数点以下は切り捨てます。

(ア) 対象取締役の役位別株式報酬基準額

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき決定した、業績目標達成度が100%である場合における各対象取締役の総報酬額に対する固定報酬（金銭）と業績連動報酬（株式）の構成割合が以下の比率となるよう算出されます。

会社における地位	総報酬	固定報酬 (金銭)	業績連動報酬 (株式)
代表取締役	100%	70%	30%
常務取締役	100%	80%	20%
取締役	100%	90%	10%

※上記は、業績目標達成度が100%であると仮定した場合の「総報酬に対する構成割合」を示したものです。実際の業績目標達成度は当社取締役会においてあらかじめ決定する算定方法により0%から200%の範囲で算定されます。

(イ) 基準株価

基準株価は、基準交付株式数を決定する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

② 業績目標達成度

業績目標達成度は、決算短信において開示される予想調整後 EBITDA と業績評価期間に係る確定した連結財務諸表により算出される実績調整後 EBITDA の数値を用いて当社取締役会において予め決定する算定方法により0%から200%の範囲で算定されます。

具体的には、以下の式により算定されます。

$$\text{②業績目標達成度} = \frac{\text{実績調整後 EBITDA}}{\text{予想調整後 EBITDA}}$$

※算定された業績目標達成度の小数点以下は切り捨てます。

※「調整後 EBITDA」：EBITDA に M&A 関連費用を足し戻したものをいいます。

「M&A 関連費用」：M&A 執行手数料（仲介手数料、弁護士費用、デュー・デリジェンス費用、財務アドバイザー費用、企業価値算定費用）、M&A 融資関連手数料、株式関連手数料（株式資金調達費用（公募増資関連費用））が含まれるものとします。

③ 在任期間比率

在任期間に応じて付与する株式数を按分するため、以下の式により算出されます。なお、月の途中で新たに就任又は退任した場合には1ヶ月在任したものとみなして計算します。

$\text{③在任期間比率} = \frac{\text{対象期間中に在任した合計月数}}{12 \text{ ヶ月}}$
--

（ご参考）初回の業績評価期間（第9期事業年度）の運用スケジュール（予定）

本議案をご承認いただいた場合、初回の業績評価期間につきましては、以下のスケジュールにて運用することを予定しております。

- 2026年4月：本定時株主総会における本議案の承認（決議）
- 2026年5月：当社取締役会にて各対象取締役に対する「基準交付株式数」を決定
 - （業績評価期間）：第9期事業年度（2026年2月1日から2027年1月31日まで）
- 2027年4月：当社の通期決算確定に伴い調整後 EBITDA の実績値を確定し、業績目標達成度（0%から200%）を評価・算定
- 2027年5月：当社取締役会にて「最終交付株式数」を確定し、対象取締役へ当社普通株式を交付

以 上